
相続定期預金特約

相続定期預金（以下、「この預金」といいます。）につきましては、自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定（以下、「関連規定」といいます。）によるほか、本特約によりお取り扱いさせていただきます。なお、関連規定と本特約で相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。

1. (預入金額)

この預金の預入は、100万円以上の相続により取得した金額の範囲内とします。

2. (預入期間)

この預金の預入期間は、1年または3年間とします。

3. (利用条件)

- (1) この預金は、個人のお客さまで、金融機関（当金庫含む）で相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金（不動産または有価証券等の換金代金を含む）を預入される方が対象となります。
- (2) この預金は、自動継続扱いのみの取扱いとします。

4. (利息)

この預金は、初回預入時に限り、当金庫所定の方法により表示する相続定期預金の利率を適用します。

5. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳または証書記載満期日に前回と同一の自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 特別金利は初回満期日までの適用とし、この預金の自動継続後の利率は、満期日(継続日)における当金庫所定の方法により表示する自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)の利率を適用します。

6. (特約の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上